

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

制定 平成30年11月20日30経営第1796号
改正 令和元年5月24日元経営第194号
改正 令和2年7月28日2経営第1182号
改正 令和4年12月25日2経営第2427号
改正 令和5年3月29日4経営第3239号
改正 令和5年8月29日5経営第1291号

地方農政局長

内閣府沖縄総合事務局長

都道府県知事

一般社団法人全国農業会議所会長

殿

農林水産省経営局長

「農地法第43条及び第44条の運用について」の制定について

第196回国会において成立した農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）については、農業経営基盤強化促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年農林水産省令第73号）と併せて、平成30年11月16日から施行されることとなった。

これにより農地法（昭和27年法律第229号）、農地法施行令（昭和27年政令第445号）及び農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）の一部がそれぞれ改正され、同法第43条及び第44条が追加されることとなったので、これらの取扱いについては、「農地法関係事務に係る処理基準について（平成12年6月1日12構改B第404号農林水産事務次官通知。以下「処理基準」という。）」、「農地法の運用についての制定について（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知。以下「運用通知」という。）」及び「農地法関係事務処理要領の制定について（平成21年12月11日21経営第4608号・21農振第1599号経営局長・農村振興局長連名通知。以下「事務処理要領」という。）」によるほか、下記に留意の上、農地法関係事務を適正に処理されたい。

なお、貴管下の市町村に対しては、貴職から通知願いたい。

農地法第43条及び第44条の運用について

第1 法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設の用に供される土地への農地法の適用

農地法（昭和27年法律第229号。以下「法」という。）第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設（以下「農作物栽培高度化施設」という。）の用に供される土地（以下「高度化施設用地」という。）については、当該農作物栽培高度化施設において行われる農作物の栽培を耕作に該当するものとみなして、法の全ての規定が適用される。

第2 農作物栽培高度化施設の基準

1 農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「則」という。）第88条の3第1号の判断基準

(1) 「専ら農作物の栽培の用に供されるものであること」について、一律の基準は設けないが、施設内における農作物の栽培と関連性のないスペースが広いなど、一般的な農業用ハウスと比較して適正なものとなっていない場合には要件を満たさないと判断される。

(2) 農業委員会は、農作物栽培高度化施設が、専ら農作物の栽培の用に供されることを担保するため、則第88条の2第2項第6号イに規定する書面を提出する必要があることを、届出者（既に当該施設が設置されている高度化施設用地について、法第3条第1項に掲げる権利を取得する場合には、当該土地の権利取得者。以下同じ。）に通知すること。

(3) なお、農業委員会は、則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画（以下「営農計画書」という。）に記載された生産量と販売量を確認し、届出に係る施設の規模が一般的な農作物の栽培に係る施設の規模と比べて実態に即したものとなっていないと考えられる場合には、当該施設における営農継続を担保する観点から、必要に応じて、施設を適切な規模に見直すよう届出者に助言することが適当である。適切な規模となっているかどうかの判断に迷うときには、都道府県機構（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第1項に規定する都道府県機構をいう。）を通じて、都道府県等の施設園芸関係部局に助言を求めることが適当である。

この際、地方公共団体その他の関係者は、同法第54条に基づき、都道府県機構から必要な協力を求められた場合には、これに応ずるように努めなければならないこととされていることに留意すること。

2 則第88条の3第2号の判断基準

(1) 同号イの判断基準

「農地法施行規則第88条の2第2項第4号及び第88条の3第2号イの農林水産大臣が定める施設の高さに関する基準（平成30年農林水産省告示第2551号。以下「告示」という。）」により、以下に留意して判断すること。

① 告示の2の「高さが8メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって概ね30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下この2において同じ。）から施設の棟までの高さが8メートル以内であることをいう。

また、「軒の高さが6メートル以内」とは、施設の設置される敷地の地盤面から当該施設の軒までの高さが6メートル以内であることをいう。

② 告示の2の「透過性のないもの」とは、着色されたフィルムや木材板、コンクリートなど日光を透過しない素材をいう。

③ 告示の2の「屋根又は壁面を覆う」とは、屋根や壁面について、柱、梁、窓枠、出入口を除いた部分の大部分の面積を被覆素材が覆っている状態をいう。

④ 告示の2の「周辺の農地におおむね2時間以上日影を生じさせることのないもの」とは、当該施設の設置によって、周辺農地の地盤面に概ね2時間以上日影を生じさせないことをいい、判断に当たっては次によるものとする。

農作物栽培高度化施設を設置するために、届出に係る土地に新たに施設を設置する場合にあっては、則第88条の2第2項第4号の規定による図面により、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において2時間以上日影が生じる範囲に周辺農地が含まれていないことを確認することによって判断する。

既存の施設の底面をコンクリート等で覆うための届出が行われた場合にあっては、等時間日影図又は届出書に記載された当該施設の軒の高さと、施設の敷地と隣接（道路、水路、線路敷等を挟んで接する場合を含む。）する農地との敷地境界線から当該施設までの距離が、次に該当することを確認することによって判断する。

施設の軒の高さ	敷地境界線から当該施設までの距離
2 m以内	2 m
2 m超 3 m以内	2.5 m
3 m超 4 m以内	3.5 m
4 m超 5 m以内	4 m

5 m超 6 m以内	5 m
------------	-----

(2) 同号口の判断基準

① 「その他周辺の農地に係る営農条件に著しい支障」とは、例えば、土砂の流出又は崩壊、雨水の流入等により、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じる場合が想定される。

② 「必要な措置が講じられていること」とは、例えば、土砂の流出による周辺農地への支障が生じることが想定される場合には、それを防止するための擁壁の設置など、農作物栽培高度化施設の設置によって想定される周辺農地の営農条件に著しい支障が生じないよう必要な措置が講じられているかによって判断する。

なお、農作物栽培高度化施設が設置された後、周辺農地の営農条件に著しい支障が生じた場合において、当該支障を防除することが担保されるよう、届出者から、施設を設置することによって、周辺農地に著しい支障が生じた場合には適切な是正措置を講ずる旨の同意書の提出を求めること。

また、施設の設置によって、営農条件に著しい支障が生じるおそれがあると認められる場合には、当該支障を防止するための措置を講ずることを記載した書面の提出を求めた上で、支障を防止するために十分な措置となっているか判断すること。

3 則第88条の3第3号の判断基準

(1) 「施設の設置に必要な行政庁の許認可等」については、法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁の許可、認可、承認等をいう。

(2) 「許認可等を受けていること」については、則第88条の2第2項第8号に規定する許認可等（以下「許認可等」という。）を受けたことを証する書面により確認して判断すること。

(3) 「許認可等を受ける見込みがあること」については、届出書に添付する許認可等を受ける見込みがあることを証する書面に記載された担当部局への問い合わせにより確認して判断すること。

4 則第88条の3第4号の判断基準

「施設が法第43条第2項に規定する施設であることを明らかにするための標識」とは、次の全ての要件を満たす必要がある。

(1) 敷地に設置されている施設が、同項に基づく農作物栽培高度化施設であることを表示したものであること。

(2) 耐久性を持つ素材で作成されたものであり、敷地外から目視によって記載されている内容を確認できる大きさのものであること。

5 則第88条の3第5号の判断基準

「届出に係る土地が所有権以外の権原に基づいて施設の用に供される場合」とは、届出に係る土地が所有権以外の権原に基づき高度化施設用地とされる全ての場合をいう。

また、共有となっている農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地とするために法第43条第1項に掲げる届出を行う場合には、当該農地について所有権を有する者の全ての同意を得る必要があること。

6 附帯設備の取扱い

農作物栽培高度化施設に設置する事務所、駐車場等の附帯設備の取扱いについては、「施設園芸用地等の取扱いについて（回答）（平成14年4月1日付け13経営第6953号経営局構造改善課長通知）」で示したとおり、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該農地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

7 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等の取扱い

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合等は、1から6までのほか、次の(1)又は(2)によること。

(1) 農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に設置する場合

農作物栽培高度化施設の屋根又は壁面に太陽光発電設備等を設置する場合において、次のいずれかに該当するときは、農作物栽培高度化施設に該当する。

① 売電しない場合

発電した電力を農作物栽培高度化施設に設置されている設備に直接供給するものであり、発電能力が当該農作物栽培高度化施設の瞬間的な最大消費電力を超えないこと

② 売電する場合

次のいずれかの者が、その計画に位置付けられた農作物栽培高度化施設に設置すること

ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づく農業経営改善計画（同法第13条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第5の1の(3)において同じ。）の認定を受けた者

イ 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の規定に基づく青年等就農計画（同法第14条の5第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のものをいう。以下第5の1の(3)において同じ。）の認定を受けた者

(2) 農作物栽培高度化施設に附帯して農地に設置する場合

農作物栽培高度化施設に設置する附帯設備の取扱いについては6で示したとおりであり、農作物栽培高度化施設に附帯して太陽光発電設備等を農地に設置する場合についても、高度化施設用地における農作物の栽培に通常必要不可欠なものとは言えず、当該高度化施設用地から独立して他用途への利用又は取引の対象となり得ると認められる場合には、高度化施設用地として取り扱うことはできない。

第3 法第43条第1項の規定による届出

法第43条第1項の規定による届出については、次のとおり取り扱うものとする。なお、届出内容を変更する場合についても、これを準用する。

1 届出手続

(1) 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地（高度化施設用地において農作物栽培高度化施設の増改築や建て替えを行う場合を含む。）とするため、法第43条第1項の規定による届出をしようとする者には、様式例第1号による届出書を当該農地の所在地を所管する農業委員会に提出させる。

(2) (1)の届出書には、次に掲げる書類を添付させる。

① 則第88条の2第2項各号に規定される書類

これらの書類については、次の点に留意すること。

ア 同項第3号に規定する図面については、同号に規定する事項のほか、届出に係る施設の底面について、次のいずれかの用途に利用するのかを明らかにするものであること。

(ア) 農作物の栽培施設

(イ) 作業用通路、環境制御装置の置場、その他農作物の栽培に必要不可欠な施設

イ 同項第4号に規定する図面については、届出に係る施設について、次の事項を示すものであること。

(ア) 農作物栽培高度化施設が、春分の日及び秋分の日午前8時から午後4時までの間において、平均地盤面からの高さ0mに2時間以上日影を生じさせる範囲

(イ) 敷地境界線

(ウ) 縮尺及び方位

(エ) 敷地内における農作物栽培高度化施設の位置

- (オ) 農作物栽培高度化施設からの水平距離 5 m及び10mの線
- ウ 同項第 5 号に規定する計画については、様式例第 2 号により提出すること。なお、第 2 の 7 の (1) のいずれかに該当する場合は、同規定に該当することがわかる資料を併せて提出させる。
- エ 同項第 6 号に規定する書面については、様式例第 1 号の届出書に記載された同意事項を確認することで足りる。
- オ 同項第 7 号ロに規定する書面については、様式例第 3 号により提出すること。
- カ 同項第 8 号に規定する書面については、様式例第 1 号の届出書に許認可等の時期など必要事項を記載することで足りる。

② 届出に係る土地を高度化施設用地とする行為の妨げとなる所有権以外の権利を有する者がいる場合において、当該権利を有する者が届出に係る施設の設置について同意したことを証する書面（様式例第 3 号）。その他参考となる書類。

(3) 届出書に(2)の②の書類を添付させる場合には、届出者の負担軽減の観点から、特に次のことに留意する。

- ① 届出書の記載事項の真実性を裏付けるために必要不可欠なものであるかどうか
- ② 届出の受理又は不受理の判断に必要な不可欠なものであるかどうか
- ③ 既に保有している資料と同種のものでないかどうか

2 農業委員会の処理

(1) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、

- ① 届出に係る施設が則第88条の 3 各号の要件を満たしているか
- ② 届出書の法定記載事項が記載されているか
- ③ 添付書類が具備されているか
- ④ 農作物栽培高度化施設を設置するために法第 3 条第 1 項に掲げる権利を取得する場合には同項に係る許可の申請がなされているか

を確認の上、その受理又は不受理を決定する。

(2) なお、届出に係る土地が所有権以外の権利に基づき農作物栽培高度化施設の用に供される場合には、農業委員会は、当該土地の所有者に対して、当該施設において農作物の栽培が行われなことが確実となったとき、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所有者においては、法第 2 条の 2 の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象になり得ることを周知する。

その上で、当該土地の所有者に対して、所有権以外の権利に基づいて当該施設にお

いて農作物の栽培を行う者が撤退した場合の混乱を防止するため、

- ① 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか
 - ② 原状回復の費用は誰が負担するか
 - ③ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか
 - ④ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか
- について、土地の契約において明記することが適当である旨、周知すること。

(3) 農業委員会は、法第43条第1項の規定により届出書の提出があった場合において、当該届出を受理したときは様式例第4によりその旨を、当該届出を受理しなかったときはその旨及びその理由を、遅滞なく、当該届出をした者に書面で通知しなければならない。

(4) 事務処理要領別紙1第4の1の(5)のウの規定は、農業委員会が届出者に対して受理しない旨の通知をする場合に準用する。

(5) 農業委員会は、届出書の提出があったときは、直ちに、法第43条第1項の規定による届出は農業委員会において受理されるまでは届出の効力が発生しないことを届出者に対して十分に説明し、受理通知書の交付があるまでは、農作物栽培高度化施設の設置に係る行為に着手しないよう指導する。

また、これに加えて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることを届出者に対して周知すること。

(6) 農業委員会は、届出書の提出があった場合には、直ちに、受理又は不受理の決定に係る専決処理手続を進めるものとする。

また、受理通知書又は不受理通知書が、遅くとも、届出書の到達があった日から2週間以内に届出者に到達するように事務処理を行う。

なお、届出に係る事務を専決処理したときは、当該事案について直近の総会又は部会に報告することが適当と考えられる。

(7) 農業委員会は、届出に係る農地が土地改良区の地区内にあるときは、法第43条第1項の規定による届出がなされたことを当該土地改良区に通知する。

(8) 農業委員会は、届出を受理したときは、届出に係る高度化施設用地において法第30条第1項の規定による利用状況調査等を円滑に実施するため、営農計画書を行政文書

に関する規則に従って保管する。

(9) 農業委員会は、届出を受理した後、法第30条第1項の規定による利用状況調査を行う際に、届出に係る農作物栽培高度化施設の設置状況を確認するものとし、施設の設置が適切に行われていない場合として次に掲げるときには、それぞれ次のとおり対応すること。

- ① 届出書に記載する工事完了時期を過ぎているにもかかわらず、施設が設置されていない場合 第4の2の(4)に準じて対応すること
- ② 届出書に記載された施設と異なる施設が設置されており、農作物栽培高度化施設の基準を満たすと認められる場合 法第43条第1項に規定する届出内容の変更手続を行わせること
- ③ 農作物栽培高度化施設の基準を満たさないと認められる施設が設置されている場合 違反転用に該当するため、第4の3の(4)に準じて対応すること

第4 高度化施設用地に法の規定を適用する際の留意事項

1 法第3条関係

(1) 法第3条第1項の許可の申請の内容が、

- ① 農地（高度化施設用地を除く。）を高度化施設用地として利用するために同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるとき
- ② 高度化施設用地について同項本文に掲げる権利を取得するとともに、農作物栽培高度化施設の増改築又は建て替えを行うものであるとき

のいずれかのときには、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要がある。

(2) 法第3条第1項の許可の申請の内容が、既に設置されている農作物栽培高度化施設の用地について、同項本文に掲げる権利を取得しようとするものであるときは、権利の取得と併せて施設の増改築又は建て替えを行う場合を除き、当該許可の申請と併せて法第43条第1項の規定による届出を行う必要はないが、当該権利を取得した後、則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たす必要がある。

このため、農業委員会は、許可申請書には農作物栽培高度化施設の基準を満たすことを確認するために、必要な次の書面を添付させるものとする。

- ① 農作物の栽培の時期、生産量、販売量及び届出に係る施設の設置に関する資金計画その他当該施設で行う事業の概要を明らかにする事項について記載した営農に関する計画
- ② 次に掲げる要件の全てを満たすことを証する書面
 - ア 届出に係る施設における農作物の栽培が行われていない場合その他栽培が適正

に行われていないと認められる場合には、当該施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

イ 周辺の農地に係る日照に影響を及ぼす場合、届出に係る施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合その他周辺の農地に係る営農条件に支障が生じた場合には、適切な是正措置を講ずることについて同意したこと。

③ 届出に係る土地を所有権以外の権原に基づいて高度化施設用地にしようとする場合、当該土地の所有権を有する者が施設の設置について同意したことを証する書面

(3) 農作物栽培高度化施設について賃貸借契約が締結される場合、当該施設の賃借人は、その当該高度化施設用地を使用収益する権利を有することとなるため、法第3条第1項の許可申請が必要となる。

2 高度化施設用地が適正に利用されていることの確認等に係る規定について(法第30条、第31条、第32条及び第44条等関係)

(1) 高度化施設用地に係る法第32条第1項に規定する遊休農地の判定に当たっては、営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、次のいずれかに該当する場合には、それぞれ法第32条第1項に規定する農地に該当するものと判断すること。

① 農作物の栽培が行われていない場合 同項第1号に規定する農地

② 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合 同項第2号に規定する農地

(2) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、運用通知の第3の1の(1)によるほか、届出書に添付される営農計画書上、8月頃に農作物の栽培が行われていないことが明らかである場合には、8月以前の農作物の栽培が行われているべき時期に調査を実施すること。

(3) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、運用通知の第3の1の(2)によること。

(4) 高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査については、具体的には、次のとおり実施することとする。

① 農業委員会は、法第30条の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書上、当該施設において農作物の栽培が行われているべき時期に農作物の栽培が行われていないことが判明した場合、当該施設の所有者（当該施設について所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者。以下

「所有者等」という。) から、農作物の栽培が行われていない理由を聞き取るものとする。

② 農作物の栽培が行われていない理由が、天候や市況を踏まえ栽培時期を見送っているなどやむを得ないものであり、概ね1月以内に当該施設において農作物の栽培を行う旨の意向が表明された場合には、農業委員会は、当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期に、再度利用状況調査を行うものとする。

③ 農業委員会は、①及び②において、

ア 当該施設において農作物の栽培が行われると見込まれる時期が概ね1月以内ではない場合

イ ②の再度の利用状況調査において、農作物の栽培が行われていないことを確認した場合

のいずれかに該当する場合には、法第32条の規定による利用意向調査を行うものとする。

なお、その際、法第44条の規定に基づき、相当の期限を定めて、農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべきである旨の勧告を、様式例第5号により合わせて行うものとする。

また、「相当の期限」は、6月以内とするが、災害、疾病等のためやむを得ず一時的に農作物の栽培が行われていない場合には、個別事情を総合的に判断して期限を設定することができる。

④ 農業委員会は、農地法施行令（昭和27年政令第445号。以下「令」という。）第20条の規定により準用する令第18条で定める方法により探索を行ってもなお当該施設の所有者等を確認することができないときは、法第32条第3項に規定される公示を行うものとする。

⑤ 農業委員会は、高度化施設用地に係る法第30条第1項の規定による利用状況調査において、届出書に添付された営農計画書の内容が変更されたことを把握した場合には、変更の内容を様式例第2号により提出させるとともに、その内容を農地台帳に記録することが適当である。

(5) 農業委員会は、高度化施設用地が適正に利用されていることの確認のため、市町村税務部局から現地確認への同行の要請及び地目認定等に関する意見照会等があった場合には適切に対応すること。

3 法第4条及び第5条関係

(1) 高度化施設用地について、法第4条又は第5条の農地を農地以外のものにする行為の対象となるのは、次に該当する場合である。

① 高度化施設用地を農地（高度化施設用地を除く。）又は高度化施設用地以外の用に供する場合

例えば、次の場合がこれに該当する。

ア 農作物栽培高度化施設を撤去し、住宅や工場などの施設を設置する場合

イ 農作物栽培高度化施設の内部を倉庫や飲食店、直売所などとして利用する場合

② 高度化施設用地において農作物の栽培の用に供されないことが事実となった場合として、次に該当する場合

ア 法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過してもなお当該施設において農作物の栽培が行われない場合

イ 当該施設の所有者等が、法第44条の規定に基づく勧告で定める相当の期限を経過するよりも前に、当該施設において農作物の栽培を行わない意思を示した場合

ウ 法第32条第3項に規定される公示から2月を経過してもなお当該施設の所有者等が農業委員会に申し出ない場合

エ 農地所有適格法人が農地所有適格法人でなくなった場合において、国が当該法人の農作物の栽培の用に供されている高度化施設用地を買収するため、農業委員会が法第7条第2項の規定による公示を行った場合

(2) 高度化施設用地を農作物の栽培以外の用に供する場合には、それが一時的なものである場合であっても、農地を農地以外のものにする事となるため、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

(3) 法第43条第1項の届出を行い農業委員会に受理された後、則第88条の3の基準を満たしていない施設を設置しようとする場合には、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可が必要となる。

(4) 農業委員会は、高度化施設用地が、法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得ずに(1)のいずれかに該当した場合には、これらの項の規定に違反するものとして、都道府県知事又は指定市町村（法第4条第1項に規定する指定市町村をいう。以下同じ。）の長（以下「都道府県知事等」という。）に報告すること。

4 法第7条及び第10条等関係

(1) 国は、高度化施設用地について、法第7条第2項に基づく公示を行った場合には、

買収後、農作物栽培高度化施設も含めて売り渡す見込みがある場合を除き、撤去して農地（高度化施設用地を除く。）に復元する原状回復命令を行うよう、都道府県知事等に求めるものとする。

- (2) 買収の対象となる農地等が、高度化施設用地である場合には、その舗装等に係る築造費を次式により算出し、農地等の対価に加算すること。

$$P \left(\frac{m-n}{m} \right) Q$$

P：推定再築造費

m：耐用年数

n：経過年数

Q：築造費のうち、所有者が負担した部分の割合

5 法第51条及び第52条の4関係

- (1) 都道府県知事等は、農作物栽培高度化施設で農作物の栽培が行われておらず、農業委員会から高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合、他の違反転用の事案と同様に行うこと。

- (2) 都道府県知事等は、高度化施設用地が違反転用に該当する旨の報告があった場合には、農作物栽培高度化施設に係る届出や当該施設に対する遊休農地に関する措置等、現在までに行った取組を農業委員会に聞き取り、これを整理した台帳を都道府県等の行政文書に関するルールに従って作成・保存し、違反転用に係る是正措置に資するものとする。

- (3) 農業委員会は、違反転用者等から都道府県知事等による処分又は命令の履行を完了した旨の届出があったときにおいて、再び農作物栽培高度化施設となる事案については、当該施設となる基準を農業委員会が確認した上で、都道府県知事等に報告する。

6 法第52条関係

- (1) 農業委員会は、地方農政局統計部等（地方農政局統計部、北海道農政事務所統計部、沖縄総合事務局農林水産センター及び沖縄総合事務局農林水産部をいう。）から依頼があった場合には、高度化施設用地の所在、遊休農地に該当するか否か及び違反転用に該当するか否かなどの情報を提供すること。

- (2) 農業委員会は、以下に掲げる場合において、速やかに、市町村税務部局に対して必要な情報を提供すること。

- ① 法第43条第1項に基づく届出を受理した場合は、届出書の写し、営農計画書の写し、受理通知書の写し、施設の位置及び施設の配置状況等
 - ② 法第44条に基づく農作物の栽培を行うべきことの勧告を行った場合は、勧告書の写し、勧告した時点の施設の設置状況及び農作物の栽培状況等
 - ③ 法第44条に基づく勧告を行った後に農作物の栽培が再開された場合は、農作物の栽培状況等
 - ④ 法第4条第1項に規定する農地の転用の制限に違反すること（違反転用）に該当することとなったものを把握した場合は、当該土地の状況等
- (3) 農業委員会は、(2)の情報に変更があった場合には、速やかに、市町村税務部局に対して当該変更後の情報を提供すること。
- (4) 農業委員会は、市町村税務部局と調整の上、毎年1月1日時点の(2)に掲げる事項のうち必要な情報を取りまとめた一覧表を、当該年の1月末までに市町村税務部局に対して提供すること。

7 法第52条の2関係

法第52条の2の規定に基づき農業委員会が作成する農地台帳の作成において、則第101条第8号の「その他必要な事項」については、法第43条第1項に基づく届出の受理の状況、法第44条に基づく勧告の実施状況が含まれることに留意すること。

第5 その他留意事項

法第43条第1項の規定による届出を行って農作物栽培高度化施設を設置した後に当該施設の増改築又は建て替えを行う場合には、法第43条第1項の規定による届出を再び行う必要がある。

なお、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（平成30年法律第23号。以下「改正法」という。）の施行の日より前に設置された農作物の栽培を行う施設の用に供される土地のうち、次の1の基準の全てを満たすものについては、次の2に基づき取り扱うものとする。

1 届出の対象となる施設の基準について

- (1) 届出の時点において、農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域をいう。）内にある土地に設置されていること。
- (2) 農業委員会において、当該施設の用に供されている土地について、改正法の施行の

日より前に法第4条第1項の許可又は第5条第1項の許可を得て並びに法第4条第1項ただし書き又は第5条第1項ただし書きの規定に該当して農地を農地以外のものにされたことが、次の①から③までのいずれかの書類で確認できること。

- ① 農地転用許可に係る許可権者の決裁文書
- ② 農地転用許可書の写し
- ③ ①又は②に準ずる文書

(3) 農業経営改善計画又は青年等就農計画において、当該施設で農作物の栽培を行わなくなった場合に施設を撤去し、農地の状態に回復する意向がある旨の記載があること。

(4) 則第88条の3に規定する農作物栽培高度化施設の基準を満たしていること。

2 法第43条第1項による届出の取扱い及び法の規定を適用する際の留意事項について

(1) 農業委員会は、法第43条第1項の規定に基づく届出があった場合には、第3に準じて取り扱うものとする。

(2) 農業委員会は、1の(2)の確認に当たっては、必要に応じ、当該届出を行った者に対し、同②及び③に関する文書の提出を求めることができる。また、農業委員会が保有する書類で確認することができない場合には、都道府県又は指定市町村の農地転用担当部局に対して、同①から③までの書類の提供を受けること等により、改正法の施行の日より前に届出に係る土地について行われた農地の転用の許可の有無を確認する。

(3) 農業委員会は、第3の2の(3)の届出を受理した旨を通知する場合には、当該届出に係る土地の登記簿上の地目を高度化施設用地としての地目（田又は畑）に変更することが望ましい旨を併せて周知する。なお、様式例第4号の記の2の「現況」欄は、届出を受理した後の高度化施設用地としての地目（田又は畑）を記載する。

(4) 高度化施設用地の登記手続きを適切に行う観点から、農業委員会は、第3の2の(3)の届出を受理した旨を通知した場合には、速やかに、その旨を農林水産省経営局経由で法務省民事局に連絡する。

(5) (1)の届出に係る法の規定の適用は、第4を準用する。

第6 制度の適切な運用のための支援

農林水産省や農業委員会等に関する法律第42条第1項に規定する農業委員会ネットワ

一ク機構は、農業委員会からの相談に適切に対応することにより、農作物栽培高度化施設に係る制度の適切な運用が図られるよう努めるものとする。

様式例第1号

農地法第43条第1項の規定による届出書
(農作物栽培高度化施設の底面をコンクリート等で覆うための届出)

令和 年 月 日

農業委員会会長 殿

住所
氏名

下記のとおり農地に農作物栽培高度化施設を設置し、その底面をコンクリート等で覆いたいのので、農地法第43条第1項の規定により届け出ます。

記

1 届出者の住所									
2 土地の所在等	土地の所在	地番	地目		面積	土地所有者		耕作者	
			登記簿	現況		氏名	住所	氏名	住所
					m ²				
					m ²				
	計	m ² (田 m ² 畑 m ²)							
3 施設の面積等	施設の面積等	施設の面積		m ²					
		施設の棟高		m					
		施設の軒高		m					
	周辺農地から施設までの距離	東側の農地からの距離		m					
		西側の農地からの距離		m					
		北側の農地からの距離		m					
		南側の農地からの距離		m					
	施設の被覆材	素材の名称							
		光を透過する素材か		透過する ・ 透過しない					
施設の構造	(階数:)								
施設の設置に係る工事の時期等	工事着工時期		年 月						
	工事完了時期		年 月						
	栽培開始時期		年 月						
4 施設を設置することによって生ずる周辺農地への被害の防除措置の概要									
5 施設の設置に必要な行政庁の許認可等	許認可等の名称								
	許認可等の申請の有無								
	許認可等の時期								
	許認可等の担当部局								

6 届出に当たり同意する事項	<input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設において農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、施設の改築その他の適切な是正措置を講ずることについて同意します。 <input type="checkbox"/> 私は、届出に係る施設の設置によって周辺農地に係る日照に影響を及ぼす場合や、当該施設から生ずる排水の放流先の機能に支障を及ぼす場合など、周辺農地に係る営農条件に支障が生じた場合において、農業委員会からその是正について指導を受けたときは、適切な是正措置を講ずることについて同意します。
7 法人の場合業務の内容	
8 備考	

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。
- 2 「施設の面積」欄には、施設の底面の面積を記載してください。
- 3 「施設の棟高」欄には、施設の設置される敷地の地盤面（施設の設置に当たって30cm以下の基礎を施工する場合には、当該基礎の上部をいう。以下同じ。）から施設の棟までの高さを記載してください。
また、「軒高」は、施設の設置される敷地の地盤面から施設の軒までの高さを記載してください。
- 4 「施設の構造」欄には、施設の種類（鉄骨ハウス、低コスト耐候性ハウス、鉄骨パイプハウス、完全人工光型植物工場等）及び括弧内に施設の階数を記載してください。
- 5 「農作物栽培高度化施設を設置することによって生ずる付近の農地、作物等の被害の防除施設の概要」欄には、事業又は施設の種類、数量及び面積、その事業又は施設に係る取水又は排水施設等について具体的に記入してください。
- 6 「6 届出に当たり同意する事項」について確認し、同意する場合にはをチェックしてください。チェックしない場合、届出書は受理されません。
また、「農作物の栽培が行われていない場合や、農作物の栽培が適正に行われていないと認められる場合」とは、届出書に添付される営農計画書上、届出に係る施設において農作物の栽培が行われているべき時期において、
ア 農作物の栽培が行われていない場合
イ 農作物の栽培を行う面積が、当該営農計画書に記載されたものから概ね2割以上縮小している場合
のいずれかに該当する場合をいいます。
これらに該当した場合には、法第44条に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を行うべき旨の勧告の対象となり、当該勧告に従わない場合には、農地法第4条に違反するものとして、都道府県知事等の原状回復命令等の措置が講じられる可能性があります。

様式例第2号

農地法施行規則第88条の2第2項第5号に規定する営農に関する計画

令和 年 月 日

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積
		m ²
		m ²
計		m ²

2 施設における営農に関する計画等

(1) 施設内において栽培する農作物の作目及び栽培方法	作目												
	栽培方法												
	栽培面積	m ²											
(2) 施設内で栽培する農作物の生産量及び販売量	年間生産量	t											
	年間販売量	t											
	主たる販売先												
(3) 年間の農作物の栽培計画	月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
	内容												
(4) 施設の設置に係る資金調達の計画	自己資金	補助金			その他			合計		補助事業の名称及び担当部局			
	千円	千円			千円			千円					
(5) 施設の排水を排出する河川等	河川等の名称												
	河川等管理者												

(記載要領)

- 「栽培方法」は、施設内における栽培方法（養液栽培、栽培棚による土耕栽培等）を記載してください。
- 「栽培面積」は、施設の底面のうち農作物の栽培設備の用に供される部分の面積を記載してください。
- 「年間の農作物の栽培計画」欄には、作目ごとに農作物の栽培を行っている期間と栽培を行っていない期間を記載してください。

同意書

令和 年 月 日

住所
氏名

私は、所有権又は使用及び収益を目的とする権利を有する土地に、農地法第43条第1項に規定される農作物栽培高度化施設が設置されることについて、下記のとおり同意します。

記

1 届出に係る土地の所在等

土地の所在	地番	面積	権利の種類
		m ²	
		m ²	
計		m ²	

2 届出に当たり同意する事項

私は、届出に係る土地に農地法第43条第1項に規定する農作物栽培高度化施設が設置されることについて、以下の【留意事項】を承知した上で、同意します。

【留意事項】以下の記載事項を確認した上で、をチェックしてください。

① 農作物栽培高度化施設が設置された後、当該施設において農作物の栽培が行われな
いことが確実となった場合、当該土地は違反転用状態になるとともに、当該土地の所
有者においては、法第2条の2の規定に基づき、農地の農業上の適正かつ効率的な利
用を確保するようにしなければならないこと、また、遊休農地に関する措置の対象に
なり得ること。

② ①に関して、賃借人が撤退した場合の混乱を防止するため、

ア 土地を明け渡す際の原状回復の義務は誰にあるか

イ 原状回復の費用は誰が負担するか

ウ 原状回復がなされないときの損害賠償の取り決めがあるか

エ 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払いの取り決めがあるか

について、土地の賃貸借契約において明記することが適当であること。

(記載要領)

法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載してください。

様式例第4号

受 理 通 知 書

届出者名

番 号
令和 年 月 日
農 業 委 員 会 会 長

令和〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって届出書の提出があった農地法第43条第1項の規定による届出についてはこれを受理し、令和〇〇年〇〇月〇〇日にその効力が生じたので、下記により通知します。

記

1 届出者の氏名等	氏 名	住 所		
2 土地の所在等	土地の所在	地 番	地 目	面 積
			登記簿 現 況	
				m ²
	届出者が有する土地の権利の種類			
3 届出書が到達した日				

(留意事項)

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培が行われないことが確実となった場合には、当該施設において行われる農作物の栽培を耕作とみなすことができず、法第4条第1項の規定に違反することとなることに留意すること。

(記載要領)

- 届出者が法人である場合には、「氏名」欄にその名称及び代表者の氏名を、「住所」欄にその主たる事務所の所在地を、それぞれ記載する。
- 届出の効力発生日は、届出書が到達した日であるので、その日付けを記入する。

農地法第44条の規定による勧告書

番 号
令和 年 月 日

住所
氏名 殿

農業委員会会長

貴殿は、農地法第43条第1項の規定による届出に係る同条第2項に規定する農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないことから、同法第44条の規定に基づき、下記により、必要な措置を講ずべきことを勧告します。

なお、この勧告に従わなかったとき等には、同法第4条第1項の規定に違反することとなり、同法第51条第1項の規定に基づく原状回復命令等の措置が講じられる可能性がありますので、御留意願います。

記

1 農作物栽培高度化施設が設置されている土地の所在等

所在・地番	面積(m ²)

2 勧告の理由

農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行っていないため。

3 講ずべき措置

4の期限までに農作物栽培高度化施設において農作物の栽培を適切に行うこと。

4 措置を講ずべき期限

令和 年 月 日

(記載要領)

- 1 法人である場合は、住所は主たる事務所の所在地を、氏名は法人の名称及び代表者の氏名をそれぞれ記載する。
- 2 「4 措置を講ずべき期限」は、原則、勧告日から6月後の年月日を記載する。